

次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和3年3月20日
社会福祉法人青葉会

男女ともに全ての職員が活躍でき、仕事と家庭の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

育児・介護休業法に基づく育児休業など、仕事と生活の両立に関する諸制度の周知を継続し、更なる利用の促進を図る。

<対策>

- 令和3年4月～ 育児休業中の職員へ情報提供を行う。
- 令和3年10月～ 社内グループウェアの掲示板を通じて制度を周知する。
- 令和4年4月～ 新規採用者に対して、採用者研修で資料を配布し制度について周知する。

目標2（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

テレワーク制度を導入し、周知を行う。

<対策>

- 令和3年4月～ テレワーク制度制定に向けて、職員に情報提供を行う。
- 平成30年5月～ テレワーク制度を導入し、規定に定め、職員へ周知する。

目標3（女性活躍推進法に基づく目標）

育児休業取得率を男性職員20%以上、女性職員90%以上とする。

<対策>

- 令和3年6月～ 対象となる職員に情報提供を行う。
- 令和3年8月～ 利用促進の為に管理職研修を行う。